

平成29年 **7月の思いやり** 通信



パッシブデザインが必要な時代が迫っている その2

厳しくなる「断熱性能」に関する基準

- ・平成25年基準から、住宅の断熱性能の指標も変更になりました。
- ・以前は、「熱損失量」（熱の逃げやすさを表す値）によって、必要となるエネルギー量を評価していました。平成25年基準からは建物の外側部分（屋根や天井、外壁、床、窓など、家の要素のうち、外気と触れ室内との境界になるものすべてを指します）の断熱性を評価するものへと変わっています。
- ・2020年には「断熱等性能等級」4が義務化されます。
- ・年間150棟以上の「建売戸建て住宅」を新築・販売をしている事業者に対しては、平成25年基準の等級4をも上回る厳しい基準（トップランナー基準）がすでに義務化されています。

地域区分の変更

- ・地域によって気候は異なり、冷暖房などにかかるエネルギー量にも差があるため、住宅の省エネ性を割り出すにあたり、国は地域別の判断基準を定めています。
- ・平成25年基準からは、全国を6地域に区分していたのが、8つに細分化されました。

（高垣吾朗氏著「夢を叶える家づくり」より引用・抜粋）

